

明 治 物 産 株 式 会 社

(2 0 0 8 年 版)

【はじめに】

本書は、平成20年3月期（平成19年4月～平成20年3月）における当社の会社概要営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成20年3月期における資本金、純資産額、営業利益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の従業員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業の方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 企業の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成19年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

純資産額（＊）

× 100

リスク額（＊）

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。）

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく同施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいう。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 明治物産株式会社

代表者名 代表取締役社長 鈴木敏夫

所在地 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番23号

電話番号 03-3666-2511(代)

② 会社の沿革

当社は、昭和28年12月22日東京穀物商品取引所での穀物商品の受託を目的として資本金300万円をもって東京都中央区日本橋の地に当時、創業者の鈴木四郎が明治座とゆかりが深かったことから「明治」の二字を冠し、商号を「明治物産株式会社」として創業を開始致しました。

| 年 月 | 概 要 |
|-----------|---|
| 昭和28年12月 | 商品先物取引の受託業務を目的として、明治物産株式会社を東京都中央区に創業。資本金300万円 |
| 昭和29年 2月 | 東京繊維商品取引所へ加入。 |
| 昭和29年 6月 | 東京穀物商品取引所へ加入。 |
| 昭和29年 12月 | 東京砂糖取引所へ加入。 |
| 昭和29年 12月 | 前橋出張所開設。 |
| 昭和32年 5月 | 千葉出張所開設。 |
| 昭和35年12月 | 横浜生糸取引所へ加入。 |
| 昭和36年 5月 | 社長鈴木四郎、東京穀物商品取引所理事長に就任。 |
| 昭和37年11月 | 前橋乾蘆取引所へ加入。 |
| 昭和38年 4月 | 鈴木四郎、全国商品取引所連合会会長に就任。 |
| 昭和42年 3月 | 新宿出張所開設。 |
| 昭和42年 11月 | 資本金1億2千万円に増資。 |
| 昭和43年 9月 | 創業15周年を記念して、本社新社屋竣工。 |
| 昭和56年 1月 | 外国ゴム生産商社と受託契約を締結。 |
| 昭和57年 3月 | 東京金取引所へ加入。 |
| 昭和59年 1月 | 銀、白金、新規上場となる。 |
| 昭和59年11月 | 東京工業品取引所へ加入。 |
| 昭和60年 8月 | 三井物産株式会社「ロンドン渡し取引」指定代理店となる。 |
| 昭和61年12月 | 三井物産株式会社と業務提携。 |
| 昭和62年 3月 | 池袋支店開設。 |

| 年 月 | 概 要 |
|----------|--|
| 平成 2年 1月 | 第1回物上担保附社債発行開始。 第1回商品ファンド(エムビーケイ・ゴールド・フューチャーズ・ファンドⅠ)販売開始。 |
| 9月 | 資本金3億602万円に増資。 |
| 平成 3年11月 | 第2回商品ファンド(エムビーケイ・ゴールド・フューチャーズ・ファンドⅡ)販売開始。 |
| 平成 4年 4月 | 大阪支店開設。 |
| 5月 | 資本金4億394万6000円に増資。 |
| 10月 | 第1次商品ファンド販売許可業者となる(販売法人)。 |
| 平成 5年 1月 | 資本金5億294万6000円に増資。 |
| 平成 6年 5月 | 東京穀物商品取引所オプション取引のマーケットメーカーに指定される。 |
| 6月 | 関西農産商品取引所へ会員加入 |
| 平成 7年 6月 | 神戸ゴム取引所へ会員加入 |
| 平成 8年 7月 | 誘導基準11年連続パス。 |
| 8月 | ペガサスフューチャーズファンドⅡ販売開始。 |
| 平成 9年 5月 | ペガサスフューチャーズファンドⅢ販売開始。 |
| 平成10年 2月 | ペガサスフューチャーズファンドⅣ販売開始。 |
| 6月 | コーヒー新規上場となる。 |
| 12月 | 商品ファンド「理想郷」「活火山」販売開始。 |
| 平成11年 7月 | 灯油、ガソリン新規上場。 |
| 平成12年 8月 | 外国為替取引開始 |
| 平成13年 8月 | じゃがいも新規上場。 |
| 平成13年12月 | 原油新規上場。 |
| 平成14年 2月 | 大豆ミール新規上場。 |
| 平成15年 9月 | 軽油新規上場。 |
| 平成16年12月 | 野菜バスケット新規上場 |
| 平成17年 9月 | 子会社 ai 明治 FX 株式会社設立 為替部門を移行 |
| 平成19年 3月 | 三井物産フューチャーズ株式会社より事業を吸収分割 |
| 平成20年 3月 | オンライントレード部で電子取引を開始 |

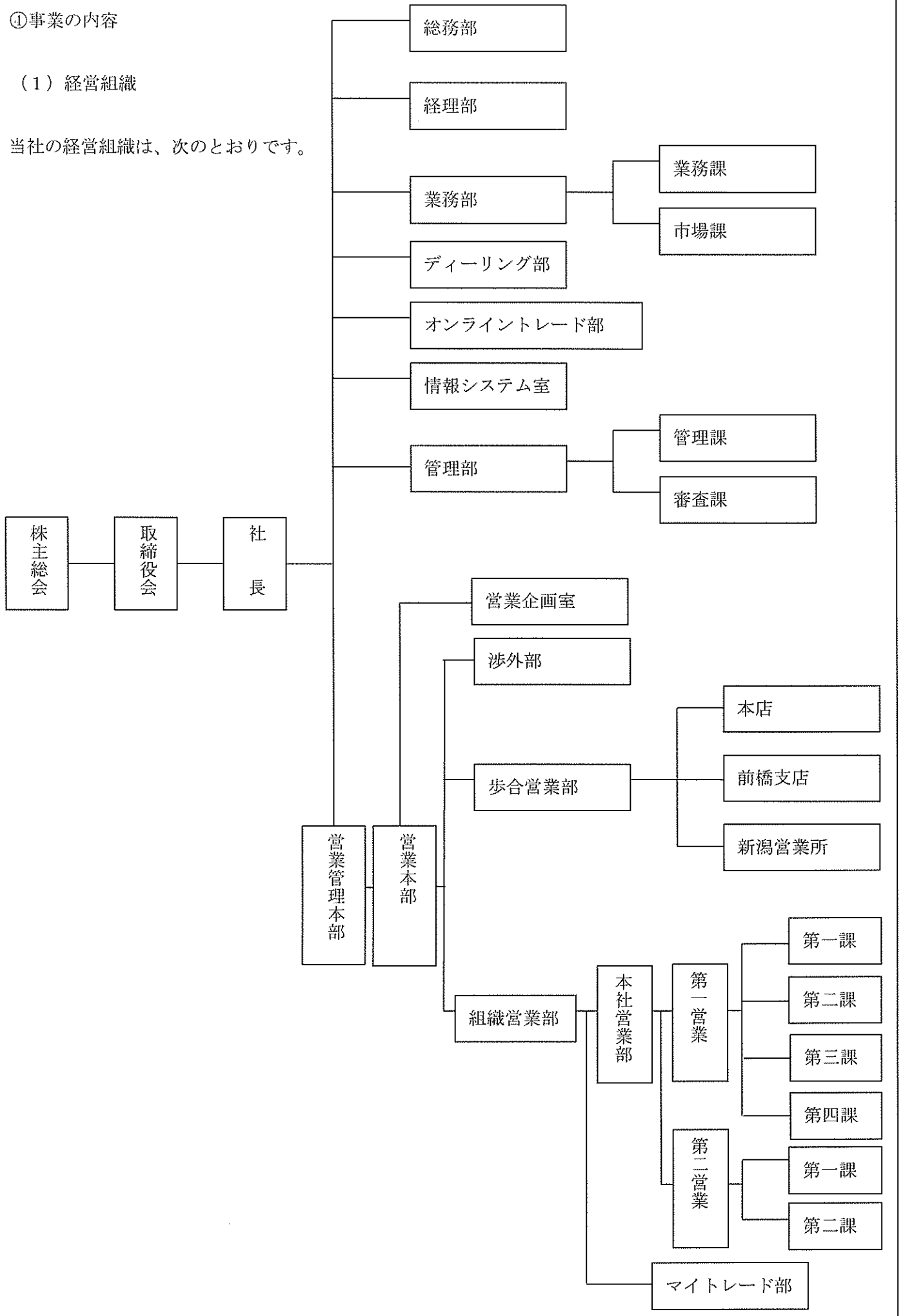
③ 会社の目的

1. 雑穀その他食料品、砂糖の売買および仲介、ただし統制品を除く。
2. 綿糸、人絹糸、スフ糸、生糸、その他繊維品一般の販売加工およびその媒介
3. 生ゴムおよびその製品の販売および輸出入
4. 商品取引所法の適用をうける各商品取引所の会員、商品取引員となりその各市場における上場における上場商品の売買取引およびその受託業務
5. 有価証券の取得およびその売買
6. 非鉄金属、鉄鋼およびその製品の売買、売買の仲介、取次および代理
7. 金、銀、白金等貴金属ならびにべっこう、真珠、珊瑚、宝石類およびその加工品の売買、ならびに輸出入
8. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問および販売業務
9. 外国為替取引業
10. コンピュータプログラムの設計・販売及びコンサルティング業務
11. 前各号に付帯する一切の事業ならびに投資

①事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引(商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という。)を主たる業務としております。

又、商品ファンドの販売を従たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる受託会員として、農林水産大臣及び通商産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。(許可番号：農林水産省「農林水産省指令16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第45号」)

| 取引所名 | 市場名 | 農産物 | 砂糖 | 貴金属 | アルミニウム | ゴム | 石油 | 上場商品名 |
|-----------|-----|-----|----|-----|--------|----|----|---|
| 東京穀物商品取引所 | | ○ | | | | | | 一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、大豆ミール、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、生糸 |
| | | | ○ | | | | | 粗糖、精糖 |
| 東京工業品取引所 | | | | ○ | | | | 金、銀、白金、パラジウム |
| | | | | | ○ | | | アルミニウム |
| | | | | | | ○ | | 天然ゴム |
| | | | | | | | ○ | 灯油、ガソリン、原油、軽油 |

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

当社は、金融商品取引法第29条の2の規定により第29条の登録を申請し、第二種金融商品取引業を行なうことの出来る業者として、関東財務局に登録をしております。

(登録番号：「関東財務局長(金商)第1617号」)

⑤ 営業所の状況

| 店舗の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|--------------------------------------|--------------|
| 本社 | 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番23号 | 03-3666-2511 |
| 前橋支店 | 群馬県前橋市南町3丁目30番3号 | 027-221-1611 |
| 新潟営業所 | 新潟県新潟市中央区本町通六番町1141-1 ストークビル新潟一番館 | 025-224-8161 |

⑥ 財務の概要(平成20年3月決算期)

| | | |
|-----|----------------------|-----------------------------|
| (a) | 資本金 | 502,946 千円 |
| (b) | 純資産額 *1 | 2,254,844 千円 |
| (c) | 総資産額 | 5,948,035 千円 |
| (d) | 営業収益 (うち、受取委託手数料) | 1,214,960 千円 (744,540千円) |
| (e) | 経常損失 | 310,657 千円 |
| (f) | 当期純損失 | 439,091 千円 |

*1 純資産額の算定法式は、資産－負債＋商品取引責任準備金となっております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 837,892株 (平成20年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

| 氏名又は名称 | 所有 株式数 | 発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 |
|--------|-----------|-------------------------|
| | 株 | % |
| 鈴木 敏夫 | 276,451 | 33.0% |
| 鈴木 耕二 | 205,987 | 24.6% |
| 鈴木 キヌ子 | 130,561 | 15.6% |
| 自己株式 | 20,910 | 2.5% |
| 藤谷 祐一郎 | 15,888 | 1.9% |
| 鈴木 秀和 | 12,823 | 1.5% |
| (株)メイジ | 11,700 | 1.4% |
| 小池 一三 | 11,404 | 1.4% |
| 樫山 資造 | 8,896 | 1.1% |
| 境野 典弘 | 7,943 | 0.9% |
| 計 | 702,563 | 83.8% |

⑨ 役員の状況

| 役名及び 職 名 | 氏 名 生年月日 | 所有 株式数 |
|------------------------------------|---------------------|--------------|
| 代表取締役 社長 | 鈴木敏夫 昭和35年8月22日 | 株 276,451 |
| 取締役 担当 歩合営業部 営業企画室 | 宮崎克世志 昭和27年9月9日 | 4,300 |
| 取締役 担当 総務部 経理部 情報システム室 | 岸田富雄 昭和28年8月10日 | 4,000 |
| 取締役 担当 管理部 渉外部 業務部 | 元吉 和之 昭和26年5月17日 | 3,788 |

| 役名及び 職名 | 氏名 生年月日 | 所有 株式数 |
|-----------------------|--------------------|-----------|
| 取締役 | 鈴木耕二 昭和37年9月6日 | 205,987 |
| 執行役員 担当 組織営業部 | 高市均 昭和27年7月27日 | 0 |
| 執行役員 担当 ディーリング部 | 成田祥司 昭和28年1月4日 | 0 |
| 監査役 (常勤) | 小林勇 昭和21年4月10日 | 3,137 |
| 監査役 (非常勤) | 鈴木キヌ子 昭和8年7月7日 | 130,561 |
| 監査役 (非常勤) | 飯塚 孝 昭和13年1月20日 | 2,517 |

(注) 監査飯塚孝は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

| | 総計 | 男女別 | | 営業・非営業 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 男 | 女 | 営業 | 非営業 |
| 従業員数 | 99人 | 88人 | 11人 | 62人 | 37人 |
| 平均年齢 | 44.07歳 | 45.09歳 | 35.09歳 | 45.04歳 | 43.05歳 |
| 平均勤続年数 | 13.10年 | 14.03年 | 10.06年 | 11.03年 | 18.01年 |
| 外務員数 | 87人 | 86人 | 1人 | — | — |

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、昭和28年12月、商品先物取引の受託業務を目的として、東京都中央区日本橋の地に創業者鈴木四郎が明治座とゆかりが深かったことから「明治」の二字を冠し、商号を「明治物産株式会社」として業務を開始致しました。

創業以来、ベテランのコミッションセールスを主体として、顧客志向を企業理念とし、関東の老舗取引員としての地位を確立してまいりました。また、昭和36年から45年にかけては、鈴木四郎が東京穀物商品取引所理事長の職を勤めるなど、業界の発展にも寄与してまいりました。

主力取扱商品の生きた情報をスピーディーに提供することはもとより、新規取引につきましても、積極的な顧客層拡大の活動を展開しております。とりわけオプション取引におきましては、定期的なキャンペーンの積み重ねにより、97年度の東京穀物商品取引所におけるオプション取引顧客取扱第1位を記録致しました。

商品ファンドもお客様の資産形成に役立てて頂けるよう販売に力を注いでおります。

一方、良質なサービスを提供する為の人材育成も怠ることなく行ってまいりました。新入社員の基礎教育から始まり、階層別研修、スペシャリスト養成（ファイナンシャル・プランナー）など、社員個々の成長に合わせた一貫教育を展開しております。

人事制度におきましても、能力評価制度を導入しており、社員の士気の高揚に結びついております。

当社の社会的信用力をつける為にも、近い将来の株式の公開に向けて、会社一丸となり、たゆまぬ努力を続けていく所存です。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期わが国経済は、輸出の拡大が生産の増加をもたらす一方、個人消費・設備投資をはじめとする国内需要は低迷が続きました。夏場以降は、建築基準法改正の影響による建築着工の減少が内需の低迷に拍車をかけました。

一方、世界経済では、米国におけるサブプライムローンの焦げ付き問題は、同ローン債権を組み込んで発行された様々な証券化商品の価格急落を引き起こすなど信用市場全体へと飛び火し、世界的な金融市場の不安定化をもたらしてきました。米国では、雇用情勢、企業の業況判断、個人消費など多くの経済指標が悪化しており、住宅市場の冷え込みや信用市場の混乱の影響が経済全般へと広がり始めている様子がうかがえます。

また、商品先物取引業界におきまして東京穀物商品取引所は、国際基準への移行を図るべく、大発会よりアラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、粗糖の三商品を新ザラバ取引システムに移行しました。東京工業品取引所は、新システムの早期導入、株式会社化、取引時間の延長、市場運営ルールの見直し、ミニ取引の導入など、競争力強化のための変革に着手いたしました。

各市場における商品の値動きについては、2007年夏以降、米国でサブプライムローン問題が表面化し、その影響が全世界に拡大していったのに伴い、世界中の投機資金が証券等の金融市場から商品市場へ大量に流入したため、商品市場は国内外ともに大きく値段が上昇した年になりました。東京工業品取引所の金は、サブプライムローン問題とそれに伴うドル安や、原油高騰を背景に海外市場では史上最高

値である 1,000 ドルを、国内市場では 2 3 年ぶりに 3,000 円を突破するなど大きく値段が上昇しました。石油市場の原油は、サブプライムローン問題、BRICs 諸国の経済発展に伴う需要増、中東情勢不安という地政学的リスクを材料に国内外とも史上最高値をつけるなど大きく値段が上昇しました。ゴムは、世界的に好調な自動車生産、原油高騰を背景に年間を通して高値圏での推移となりました。東京穀物商品取引所のとうもろこしは、米国のエネルギー政策が、原油からとうもろこしから抽出されるエタノールへの転換を打ち出したことによる需要の大幅増やファンド資金の大量流入などが要因となり、上場来の高値をつけるなど大きく値段が上昇しました。一般大豆は、米国の農家が大豆に比べて価格が高かったとうもろこしを多く作付けしたため、生産量が大きく減少したことなどを背景に、大きく値段が上昇しました。

以上の結果、営業収益は、1,214 百万円となり、前期比 30%の減収となりました。営業費用は、1,514 百万円と同比 12%のコスト減となりました。営業損益は△299 百万円となり、306 百万円の減益となりました。

③ 営業の経過及び成果

当事業年度における受取手数料及び売買損益・売買高は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

| 期別 商品市場名 | 第 55 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日) |
|-------------|---|
| 商品先物取引 | |
| 農産物市場 | 280,101 |
| 貴金属市場 | 322,366 |
| アルミ市場 | 709 |
| ゴム市場 | 48,743 |
| 砂糖市場 | 25,261 |
| 石油市場 | 74,541 |
| その他 | △7,180 |
| 小 計 | 744,540 |
| オプション取引 | |
| 農産物市場 | 0 |
| 砂糖市場 | 0 |
| 小 計 | 0 |
| 商品ファンド | 0 |
| 合 計 | 744,540 |

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

| 期別 商品市場名 | 第 55 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日) |
|-------------|---|
| 商品先物取引 | |
| 農産物市場 | 13,088 |
| 貴金属市場 | 277,718 |
| アルミ市場 | 1,040 |
| ゴム市場 | 40,968 |
| 砂糖市場 | 12,952 |
| 石油市場 | 120,090 |
| その他 | 7,132 |
| 小 計 | 472,991 |
| 海外先物取引 | — |
| 商品売買益 | 480 |
| その他売買損益 | △3,331 |
| 商品先物評価損益 | 280 |
| 合 計 | 470,420 |

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

| 期別 内 訳 商品市場名 | 第 55 期 (自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日) | | |
|-----------------------|---|-----------|-----------|
| | 委託 | 自己 | 合計 |
| 商品先物取引 | | | |
| 農産物市場 | 144,133 | 16,961 | 161,094 |
| 貴金属市場 | 59,513 | 2,576,310 | 2,635,823 |
| アルミ市場 | 398 | 842 | 1,240 |
| ゴム市場 | 28,880 | 245,424 | 274,304 |
| 砂糖市場 | 7,371 | 13,661 | 21,032 |
| 石油市場 | 24,305 | 788,876 | 813,181 |
| 合 計 | 264,600 | 3,642,074 | 3,906,674 |

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受け渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 会社が対処すべき課題

商品先物取引業界は、「産業構造審議会商品先物所分科会」において、商品先物市場の活性化に向けた活発な議論が展開されております。議論されている中の「市場のプロ化」は、当社をはじめ個人投機家中心の経営戦力をとってきた多くの商品先物取引員にとっては、ビジネスモデルの見直しを余儀なくされるドラスティックな改革論であります。

当社といたしましても、「創意工夫で常に改善、常に前進」を第56期の経営基本方針に、時代の趨勢と顧客ニーズを的確に捉え、高度で良質な情報サービスをタイムリーに提供できる体制を確立することにより、顧客から常に選ばれ続ける企業を目指します。

また、業績向上を目指し、顧客本位主義の追求と徹底により金融サービス企業として飛躍、コンプライアンス経営の推進等の課題に全社を挙げて取り組み、経営目標の達成に向けて尽力してまいり所存でございます。

受託業務管理規則

明治物産株式会社

(目的)

第 1 条 この規則は、委託者の保護と自己責任原則の徹底を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(管理組織)

第 2 条 当社は、社内管理に係る「経営の責任体制」の明確化を図るため本社の営業管理本部を主体として、本・支店及び従たる営業所ごとに管理担当班を設置して責任者を置くものとする。(別紙・管理担当班の組織図を参照) 受託業務を総括する管理責任者(総括責任者)は、営業管理担当役員をもってこれに当たり、原則として適合性審査の最終審査者とする。

2. 受託業務に係る経営上の責任を明確にするため、受託業務管理規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。
3. 社内管理措置の遂行状況、遵守状況について改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずる。
4. 総括責任者を補佐する者として副総括責任者を置き、それぞれの職掌及び両者の連携体制を明確にして、総括責任者と共同して営業活動における法令諸規則の遵守状況をチェックする。
5. 本社営業管理本部に統括責任者を置き、日常の営業活動に対する法令諸規則の適用解釈についての判断や助言を行なう。
6. 総括・統括責任者は定期的に、本・支店および従たる営業所を巡回して社内管理体制のチェック、指示等により法令遵守をバックアップする。
7. 本社の各営業部門及び従たる支店に営業責任者とは別に管理責任者を置き、受託業務管理規則の実際的な運営に当たる。但し、管理責任者不在の小規模な営業所においては本社管理部直轄とする。
8. 管理責任者の評価に当たっては、業績を重視した営業面での評価項目だけでなく受託業務管理者としての評価項目に重点を置くものとする。
9. 委託者とのトラブルが生じた場合、本社営業管理本部により営業担当者及び当該委託者から直接事情聴取を行い迅速にこれを処理する。

(勧誘行為及び勧誘を受ける意思の確認)

第 3 条 当社は商品先物取引の勧誘にあたり、受託業務の適正化を通じた委託者の保護を図るため、次のとおり勧誘の規制を行なう。

2. 勧誘に先立ち、当社の商号・外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘であ

ることを告げ、勧誘を受ける意思の有無について確認を行なうとともに、その記録を作成し、取引終了後3年間保存する。

3. 委託の勧誘を受けることを希望しない者又は委託を行なわない旨の意思表示をした者に対する勧誘は行なわない。また、再勧誘防止のため、所要の措置を講じる。
4. 以下に掲げる社会通念上迷惑と考えられる時間・場所・方法及び相手が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘は行なわない。
 - ① 迷惑な時間帯（午後9時～午前7時）の勧誘。但し顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合はこの限りではない。
 - ② 顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
 - ③ 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
5. 勧誘方針は、支店・営業所及び本社において掲示、若しくは閲覧可能とし、また当社ホームページにおいても閲覧できる措置を講じるものとする。

（適合性の審査）

第4条 当社は、商品先物取引の勧誘開始時または勧誘途上において次の①～⑤号に該当すると判明した者に対しては、以後商品先物取引の勧誘及び受託を一切行なわないものとする。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 借入金により商品先物取引を行なう者
- ⑤ 公金出納取扱者、企業の経理・財務担当者
- ⑥ 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

2. 商品先物取引の勧誘開始時または勧誘途上において次の①～⑧に該当すると判明した者に対しては、原則として商品先物取引の勧誘及び受託は行なわないものとする。但し、次項に定める要件を満たす場合にあってはこの限りでない。

- ① 年金・恩給・退職金・保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者
- ② 母子家庭該当者
- ③ 日本語により意志疎通が出来ない者（外国人等）
- ④ 長期療養者およびこれに準ずる者
- ⑤ 一定の所得を有しない者（年収500万円以下を目安とする）
- ⑥ 一定の高齢者（年齢75才以上を目安とする）
- ⑦ 投資可能額を超える証拠金等を必要とする取引

3. 前項②～④については当社所定の申出書（念書）を、前項①及び⑤～⑦に該当する者からの取引希望については、それぞれ以下の所定の要件を満たす場合であって、顧客本人の自書により、自らが原則として不相当と認められる対象者であることを理解するとともに、以下の要件を自らが満たすことについて確認する旨の書面による申告がある場合に限り、申出人の知識・経験・資産等の状況を考慮のうえ審査を行い、総括責任者が正当な理由があると認定した場合に限り受託することが出来るものとする。
- (1) ①年金等及び⑤年収 500 万以下の要件（一定収入以下）
委託者が申告した投資可能資金額の裏付けとなる、本人しか知り得ない資産状況を記載した申出書（願い書）が提出された場合。
- (2) ⑥一定の高齢者（75 才以上）の要件
1. 過去一定期間以上（直近の 3 年以内に延べ 90 日以上を目安）にわたり商品先物取引の経験があるか又は商品先物取引を行うに相応しい金融商品・外国為替証拠金取引の経験があること。
 2. 商品先物取引の仕組み、リスクその他説明事項を的確かつ十分に理解していると認められること。
- (3) ⑦投資可能資金額を超える取引の要件
委託者が新たに申告した投資可能資金額の裏付けとなる、本人しか知り得ない資産状況を記載し、その金額を損失しても生活に支障ない範囲で設定されている旨の申出書が提出された場合。
4. 75 才以下であっても 70 才を超える者からの取引希望者については、自己の資金と責任で取引を行う旨の申出書（念書）の提出を求めるものとする。
5. 第 2 項各号に該当しない者であっても、管理責任者がその者の資金力・理解度等からみて商品先物取引を行なうにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行なわないものとする。
6. 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、約諾書の差し入れを受ける前に、委託者情報を的確に把握するための書面（お客様カード（口座設定申込書）以下、口座設定申込書という）を委託者から徴収し、それに基づき営業部門においては管理責任者が管理部門においては総括責任者が審査を行ない、受託の適否の判断を行うものとし、それ以前に約諾書の差し入れ、証拠金の受け入れ及び売買の注文を受けないものとする。
尚、総括責任者が不在の場合、副総括責任者が審査を行うものとする。
また、審査結果については審査日、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠を口座設定申込書の社内欄に記録し、取引終了後 3 年間保存する。
7. 勧誘過程及び取引過程における審査は以下のとおり行う。

- ①勧誘過程及び取引過程において本条第1項に該当すると判明した場合には、勧誘過程にあつては直ちに勧誘を中止し、取引過程にあつては建玉の決済を要請する。
- ②取引過程において本条第2項に該当すると判明した者に対しては原則として新たな取引を認めないものとする。但し、本人から取引を継続したい旨の申出書があつた場合は、本条第2項に準じた審査手続きに基づき、総括責任者が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(契約締結前の説明と理解の確認)

第5条 当社は契約締結(約諾書徴収)前に次項に掲げる書面を交付し、説明を行ない、顧客が理解したことを書面(口座設定申込書及び商品先物取引基本事項の確認書)にて確認するものとする。

尚、口座設定申込書には説明者の氏名、説明日時、場所を記載し、顧客が理解したことを証する確認印をもらい、取引終了後3年間保存する。

2. 商品先物取引市場に参加するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験がない者(過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験のない者を含む)は、商品先物取引の契約時、事前に受託契約準則・商品先物取引委託のガイド・商品先物取引基本事項説明書(取引のリスク及び仕組み等に関する具体的な説明を図表を交えて説明している書面)を交付した上で、まず、「取引証拠金の10~30倍程度の額の取引を行うハイリスク・ハイリターン取引であること」、「相場の変動によっては短期間に預託した取引証拠金以上の損失が発生する恐れがあること」、「相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること」について説明し、理解したことの確認を書面にて行なう。
3. 前項の確認の後、上場商品に関する知識及び情報の収集方法等の基本知識に加え、当社の取引証拠金の額及び取引証拠金の種類と預託が発生する仕組み並びに当社で設定した委託手数料の額・手数料体系及び商品取引所法施行規則に定める禁止行為その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項についての説明を行い(本条第2項の書面を使用)、理解したことの確認を書面にて行なう。
4. 過去に取引の経験のある者に対しても本条第2項の書面を交付し、第2項及び第3項の説明を行なった上で書面にて確認を行なう。また、本条第2項及び第3項の説明に対して、顧客の理解が十分でない場合は、再度理解されるまで説明し確認をする。
5. 契約締結に関して、委託者自身の判断と責任において取引を行なうよう、

十分な自覚を促したうえで参加を求めるものとする。

(口座設定申込書)

第 6 条 当社は商品先物取引を行なおうとする委託者より、次に掲げる事項等、必要事項を記載した口座設定申込書（複写にて顧客カード）を約諾書の差入れ前に受け入れるものとする。

- ①氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
- ②職業、会社名、所属部署名、勤務先住所及び連絡先
- ③資産及び収入の状況
- ④商品先物取引および証券取引等の投資経験の有無
- ⑤投資可能資金額（顧客の記入に先立って、「投資可能資金額とは損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であり、投資可能資金額の範囲内で、差引損金及び差引益金の加減をする」旨を説明するものとする。）
- ⑥商品先物取引の受託契約を締結する目的
- ⑦その他必要と認める事項

2. 口座設定申込書は事前審査の観点から統括及び総括責任者が審査し総括責任者のもとに備え付け、取引終了後 3 年間保存するものとする。

(顧客カードの整備)

第 7 条 当社は、本・支店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行なう委託者について、第 6 条第 1 項及びその他必要事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

2. 顧客カードは委託者が直接記載して申告するものとし、説明者、説明場所及び説明日時等の必要事項を記載し、管理責任者に提出するものとする。
3. 顧客カードは総括責任者のもとに備え付け取引終了後 3 年間保存し、管理責任者がその写しを保管するものとする。
4. 顧客カードは委託者に属性の変更が判明した時を含め、定期的（2 年を目安）に再提出を求めるものとする。

(受託業務における禁止行為)

第 8 条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」その他関係諸規則に定める禁止行為をしてはならない。

(取引意思の確認)

第 9 条 新規委託者については口座設定申込書及び商品先物取引基本事項の確認書

の差入れを受け、管理責任者が審査し総括責任者の審査・承認後、約諾書を受領するものとする。

2. 売買注文を受ける際に委託者が指示した事項について業務日誌に明確に記載するものとする。

(未経験者等の取引に係る保護措置)

第 10 条 当社は商品先物取引市場に参加するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験のない新たな委託者は3ヶ月間の習熟期間を設け、当該委託者の資質、投資可能額及び理解度等を考慮の上、一定取引量の範囲において受託を行なうものとする。

①過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験のない委託者とは、直近の3年以内に延べ90日間以上を目安とし、経験の有無及び期間は口座設定申込書の申告によるものとする。

②一定取引量は投資可能資金額の3分の1を目安とする。

③委託者が②号に定めた一定取引量以上の取引を希望する場合には、商品先物取引の経験のない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、商品先物取引に習熟していると認められる場合に限るとの要件を理解していること及び自ら満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告がなされ、かつ、管理責任者及び総括責任者が当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認し、委託者からの申告書及び委託者調書を提出し、総括責任者の審査・承認を得たものに限り受託するものとする。

④商品先物取引の仕組み、リスクの理解度は商品先物取引基本事項の確認書において確認する。

2. 総括責任者は、委託者から申出事項及び管理責任者からの報告事項についての内容を確認するとともに、審査記録を取引終了後3年間保存する。また、必要と認められる場合には管理責任者に対して所要の指示を行ない、当該委託者の保護管理に万全を期すものとする。
3. 習熟期間中の委託者については、取引前の商品先物取引基本事項の確認書とは別に取引開始時に理解度アンケート(1)を、習熟期間終了時に理解度アンケート(2)により習熟度の調査を行うものとする。

(未経験者の特例)

第 11 条 法人名で取引するときは、商品先物取引を売買する旨の記載事項のある定款及び登記簿謄本並びにそれに準ずるものの写しを提出されたものについては、この規則に拠る取引未経験の委託者としては取り扱わない。

2. 直近の3年以内に90日以上を目安として商品先物取引の経験があり、そ

れを証明する事が出来る場合で、知識が十分と認められる委託者については、管理責任者が委託者調書(2)及び他社経験を証する書面、商品先物取引基本事項の確認書を本社管理部に提出し総括責任者が審査し認めた場合にあっては、この規則に拠る取引未経験の委託者としては取り扱わない。

(不正資金の流入防止措置)

第 12 条 当社は銀行・信用金庫等の金融機関、又は国・地方公共団体、さらには民間企業等において、金銭・有価証券等他人の資産を取り扱う者からの新規の受託は行わないものとする。但し、取引中の既存委託者が取引途上に転勤部署異動・転職等により、上記に該当することとなった場合には、自己資金であることを確認した上、その旨の申出書の差し入れを受けるものとする。また、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずる。

2. 当社委託者の損金が年収相当額と金融資産の合計額を超え、又は 1 回の入金額が年収相当額を超えることが連続した時は、当該委託者の資金について調査を開始する。調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や出所を当該委託者から直接聴取し、超過した資金の出所を把握するものとする。
3. 調査は営業担当者に協力させ、本社管理部及び管理担当班が行なう。当該調査結果において資金の出所が明確でない時、又はその説明が信憑性に欠けると判断したときは、銀行預金又は郵便貯金等の通帳のコピーの提出を要請し、新たな建玉の自粛を要請する。
4. 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを 10 年間保存する。
5. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていた事が判明した時は、当該委託者から新規の受託は行なわず、速やかな決済と精算を要請する。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第 13 条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込により行うものとする。尚、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については、その必要性について委託者より書面での申請を受け、総括責任者が個別に審査するものとする。

2. 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した当社発行の取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
3. 外務員が委託者から現金で入出金した時は、本社管理部により当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名等について確認し記録するものとする。但し、委託者が来店又は外務員以外の役職者が同行して現金授受を行った場合を除く。
4. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応するものとする。但

し、一人の外務員で対応する場合には、各営業部門及び支店、営業所責任者の承認を得るものとし、その記録を残すものとする。

(その他の管理措置)

第 14 条 外務員の日々の業務活動状況をチェックし取引意思のない者の勧誘及び第 4 条 1 項に定めた不適合者の参入防止に対する適切な指導を行なう。

2. 人事考課にあたって、営業社員については法令諸規則及び受託業務管理規則の理解状況、遵守状況、営業姿勢、委託者の建玉状況の項目を加味し、営業管理職者については部下の教育・指導状況及び委託者の取引状況の分析を項目に加え、総合的に判断する。

(管理担当班の職務)

第 15 条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

1. 「口座設定申込書」及び商品先物取引基本事項の確認書により、適合性の審査を行ない、委託者の選別並びに受託の適否の決定。
2. 委託者管理のための「顧客カード」の整備。
3. 委託者の資産・投資可能額の設定額・理解度・取引経験等からみて不相応と判断される取引に対する適切な指導。
4. 商品先物取引及び株式の信用・先物取引並びに金融先物取引の経験のない委託者からの受託に係る審査基準に基づく審査。
5. 登録外務員等の委託者に対する連絡・サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
6. 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置。
7. 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
8. 委託者からのトラブル等に対する適切な対応。
9. 過去に、恣意的にトラブル等を多発した委託者の参入予防措置。
10. 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
11. 勧誘拒否者に係わる情報の集約と社内への周知。
12. その他委託者の保護に必要と認められる事項。

(建玉制限等)

第 16 条 当社は次の場合、その受託について建玉の制限を行なうこととし、委託者の理解を得、遵守させるものとする。

尚、自己玉及び委託玉の取扱については、営業以外の部門にて取り扱うものとし、営業にたずさわる役職員は兼務出来ないものとする。

1. 商品取引所の市場管理規則による制限。
2. 市場管理とは別途に、委託者の資産・経験・投資可能額等により受託者としての取引制限を行なうこと。

(取引本証拠金及び委託手数料の額等に係る措置)

第 17 条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は管理担当班の総括責任者とし、その内容について社内に徹底し、委託者に周知するとともにその記録を3年間保存する。
3. 委託手数料の額等は取締役会において決定する。
4. 委託手数料の額等の社内責任者は管理担当班の総括責任者とし、その内容について社内に徹底し、委託者に周知するとともにその記録は3年間保存する。

(委託者の疑義等の解明努力)

第 18 条 委託者からの取引等に関わる疑義、苦情、相談等については本社管理部で行なうことを委託者に周知徹底し、早期に解明その払拭をするものとする。また、必要に応じて営業部から事情聴取を行なうものとする。

(広告・宣伝に関わる管理措置)

第 19 条 会員の広告等に関する規則に基づき、広告の社内管理体制を定め、広告・宣伝は「広告に関する社内規則」によるものとする。

(違反者に対する懲戒)

第 20 条 第 8 条に掲げる受託業務における禁止行為を行なった者に対しては、就業規則及び歩合外務員規定により懲戒を行なう。

(適用除外)

第 21 条 当社のマイペース取引についてはこの規則を適用せず別途定める。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 22 条 本規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(付 則)

1. 本規則は平成元年11月27日より実施する。
2. 上記実施に伴い新規委託者保護管理規則は廃止する。
3. 本規則は平成3年10月31日に改訂実施する。
4. 平成6年4月1日より第7条を変更する。
5. 平成9年4月1日より第9条を変更する。
6. 平成9年7月1日より第9条を変更する。
7. 本規則は平成10年9月1日に改訂実施する。
8. 本規則は平成11年6月1日に改訂実施する。
9. 平成12年4月1日より第3条の字句を変更する。
10. 平成15年4月1日より第9条, 10条, 18条を変更する。
11. 平成15年6月6日より第19条を新設し、第19条を第20条へ変更する。
12. 本規則は平成17年7月1日より改定実施する。(尚、平成17年5月1日より同6月30日までの間、委託者保護ガイドラインに基づき作成し、同4月15日日本商品先物取引協会提出の受託業務管理規則案により実施)
13. 平成19年3月1日より第5条、第19条の一部を変更する。
14. 本規則は平成19年10月10日より改定実施する。(尚、平成19年9月30日より同10月9日までの間、委託者保護ガイドラインに基づき作成し、受託業務管理規則案により実施) 第3条、第4条、第5条、第6条、第18条の一部を変更する。
15. 本規則は平成20年1月4日より第13条を新設する。
16. 本規則は平成20年6月1日より第4条の一部及び第12条の一部を変更する。

電子取引（オンライントレード「MEIJI WEB CX」）に係る受託業務管理規則

明治物産株式会社

第1条 目的

この規則は、電子取引（インターネット等の通信手段を利用して行う取引）に係る受託業務の適正な運営・管理及び委託者保護を図ることを目的とする。また、本規則に定めるもの以外は「受託業務管理規則」を準用する。

第2条 電子取引所管部署

電子取引による受託業務の所管部署をオンライントレード部とする。
法令、準則その他商品取引所の諸規程、電子取引約款（インターネット取引約款）、代行発注サービス規定及び本規則を遵守するものとする。

第3条 電子取引所管部署の職務

オンライントレード部は、次の職務を行うものとする。

- ①電子取引の口座開設の受付
- ②顧客カードの作成、本人確認書類の確認・審査
- ③ID、パスワードの発行及び管理
- ④売買注文の受付、執行及び管理
- ⑤システム障害等の対応
- ⑥顧客からの問合せ等への対応
- ⑦電子取引の広告に係る業務

第4条 商品先物取引に係る説明及び口座開設

当社は、顧客に商品取引所法関係法令及び諸規則における説明（事前交付書面）等の関係書面を電磁的又は書面による方法で交付し、商品先物取引の仕組み、投機性、リスク等の基本事項についての開示を行う。

- 2 当社は、顧客が自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚があること及び前項の関係書面記載の事項について理解していることについての確認を電磁的方法、書面又は電話等で行った後、口座開設申込を電磁的又は書面による方法で受付ける事とする。但し、法人の顧客に関しては、書面による申込のみで受付ける事とする。
- 3 電子取引は、「非対面性」、「非書面性」という特性を有することから、顧客に本人確認書類を求めると共に取引のID・パスワード等の通知を配達記録郵便で本人確認書記載の現住所に郵送するものとする。また必要に応じて面談等を行なうものとする。

第5条 適合性の審査

当社は、不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、顧客の適合性の判断を、以下の審査にて行うものとする。

- ①オンライントレード部は、新規委託者からの受託にあたって、顧客から提出を受けた「口座開設書類（電磁的方法により受付たものを含む）」及び「本人確認書類」に基づき書面審査を行う。その後、「電話審査」による顧客確認とリスク等確認を行い、総合的にオンライントレード部の責任者が適合性の審査を行う。
その結果を管理部のオンライントレード部担当責任者に提出し、管理部審査を行う。
- ②管理部のオンライントレード部担当責任者は、「口座開設申込書」「本人確認書類」「基本事項確認書面」（全て電磁的方法により受付たものを含む）の記載内容及び「電話による審査内容書面」により、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的等を踏まえ、適合性を審査する。
- ③管理部の総括管理責任者は、最終審査者としての判断の理由及び根拠を「口座開設申込書」の社内欄に記載すると共に、受託の適否の判断を行うものとする。（記録は取引終了後3年間保存する）
尚、総括管理責任者が不在の場合、副総括管理責任者が審査を行うものとする。
- ④委託者の属性等に変更があった場合には、オンライントレード部より管理部にその旨を連絡し、再度審査を行うものとする。

第6条 商品先物取引不適格者参入防止措置

当社は、次の各号に該当する者に対しては口座開設を行わない。尚、口座開設後に該当することが発覚した場合は、速やかに建玉の決済を要請し、口座を精算及び閉鎖する措置を講ずるものとする。

- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③破産者で復権を得ない者

- ④借入金により商品先物取引を行う者
 - ⑤公金出納取扱者、企業の経理・財務担当者
 - ⑥元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
- 2 当社は、次に該当する者については、適合性の審査に照らして不適当と認められるので、原則口座開設は行わないものとする。但し、次項に定める要件を満たす場合にあって、総括管理責任者が許可した者に限り、口座開設を受付けることができるものとする。
- ①年金・恩給・退職金・保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者
 - ②母子家庭該当者
 - ③日本語により意思疎通が出来ない者（外国人等）
 - ④長期療養者及びこれに準ずる者
 - ⑤一定の所得を有しない者（年収300万円以下を目安とする）
 - ⑥一定の高齢者（年齢75歳以上を目安とする）
- 3 前項②～④については、当社所定の申出書を、前項①、⑤及び⑥に該当する者からの取引希望については、それぞれ所定の要件を満たす場合であって、顧客本人の自書に、以下の要件を自ら満たすことについて確認する旨の書面による申告がある場合に限り、申出人の知識・経験資産等の状況を考慮したうえ審査を行い、総括管理責任者が正当な理由があると認定した場合に限り受託する事が出来るものとする。
- ① ①年金・恩給・退職金・保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者及び⑤年収300万円以下の要件（一定収入以下）
 - ・委託者が申告した取引希望額（投資可能額）の裏付となる、本人しか知り得ない資産状況を記載した申出書が提出された場合。
 - ② ⑥一定の高齢者（75歳以上）の要件
 - ・過去一定期間以上（直近の3年以内に延べ90日以上を目安）にわたり商品先物取引の経験があるか又は商品先物取引を行うに相応しい金融商品・外国為替証拠金取引の経験があること。
 - ・商品先物取引の仕組み、リスクその他説明事項を的確かつ十分に理解していると認められること。
- 4 75歳以下であっても、70歳を超える者からの取引希望者については、自己の資金と責任で取引を行う旨の申出書の提出を求めるものとする。
- 5 第2項各号に該当しない者であっても、総括管理責任者がその者の資金力、理解度、過去の取引状況及び他社での取引状況等からみて商品先物取引を行うのにふさわしくないと認定した者に対しては、受託を認めないものとする。
- 6 不適格者の参入を防止すると共に、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、オンライントレード部の責任者、管理部のオンライントレード部担当責任者及び総括管理責任者による審査を行い、受託の適否の判断を行うものとし、適格性の認められない者への、ID・パスワードの発行はしないものとする。
また、審査結果については審査日、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠を口座開設申込書の社内欄に記録し、取引終了後3年間保存する。
- 7 委託者の取引証拠金額及び入金額が、申告された取引希望額（投資可能額）又は年収相当額及び資産相当額を超えることが連続したときには、当該委託者の取引について管理部及びオンライントレード部より、電磁的方法又は電話により、注意を促し記録をする。なお、注意喚起後も同様の状態であると総括管理責任者が判断した際には、再度、注意喚起を促すと共に、新たな建玉の自粛を要請し、記録をする。

第7条 商品先物取引基本事項の確認

- 商品先物取引市場に参加するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験がない者（過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験のない者を含む）は、商品先物取引の契約時、事前に受託契約準則・商品先物取引委託のガイド・商品先物取引基本事項説明書（取引のリスク及び仕組み等に関する説明を図表を交えて説明している書面）を電磁的又は書面で交付し、まず「取引証拠金の10～30倍程度の額の取引を行うハイリスク・ハイリターン取引であること」「相場の変動によっては短期間に預託した取引証拠金以上の損失が発生する恐れがあること」「相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること」について理解した事の確認を電磁的又は書面及び電話による方法で行う。
- 2 前項の確認の後、相場商品に関する知識及び情報の収集方法等の基本知識に加え、当社の取引証拠金の額及び取引証拠金の種類と預託が発生する仕組み並びに当社で設定した委託手数料の額・手数料体系及び商品取引所法施行規則に定める事項について、理解した事の確認を電磁的又は書面及び電話による方法で行う。
- 3 過去に取引の経験のある者に対しても本条第1項の書面を電磁的又は書面にて交付し、理解した事の確認を電磁的又は書面及び電話による方法で行なう。また本条第1項及び第3項に対して、電話審査の段階で、顧客の理解が十分でない場合は、再度理解されるまで説明し確認をする。
- 4 契約締結に関して、委託者自身の判断と責任において取引を行うよう、十分な自覚を電磁的、書面又は電話による方法で確認した上で、受付を行うようにする。

第8条 口座開設申込書

当社は商品先物取引を行おうとする委託者より、次に掲げる事項等、必要事項を記載した口座開設申込書（電磁的方法により受付けたものを含む）を受け入れるものとする。

- ①氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
 - ②職業、会社名、所属部署名、勤務先住所及び連絡先
 - ③資産及び収入の状況
 - ④商品先物取引および証券取引等の投資経験の有無
 - ⑤取引希望額（投資可能額）
 - ⑥商品先物取引の受託契約を締結する目的
 - ⑦その他必要と認める事項
- 2 口座開設申込書は、オンライントレード部及び管理部において審査し、総括管理責任者のもとに備え付け、取引終了後3年間保存するものとする。

第9条 顧客カードの整備

当社は、オンライントレード部に商品先物取引を行う委託者について第8条第1項及びその他の必要事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

- 2 顧客カードは、総括管理責任者のもとに備え付け、取引終了後3年間保存し、オンライントレード部責任者がその写しを保管するものとする。

第10条 取引の受託等に係る規制

取引の受託等に係る規制（商品先物取引所法関係法令及び諸規則並びに商品取引所における市場管理に関する規制等）のうち、主な内容をホームページにおいて表示するものとする。

第11条 不正資金の流入防止措置

当社は銀行・信用金庫等の金融機関、又は国・地方公共団体、さらには民間企業等において、金銭・有価証券等他人の資産を取り扱う者からの新規の受託は行わないものとする。但し、取引中の既存委託者が取引途上に転勤・部署異動・転職等により、上記に該当することとなった場合には、自己資金であることを確認した上、その旨の申出書の差し入れを受けるものとする。また、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずる。

- 2 当社委託者の損金が年収相当額と金融資産の合計額を超え、又は1回の入金額が年収相当額を超えることが連続した時は、当該委託者の資金について調査を開始する。調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や出所を当該委託者から直接聴取し、超過した資金の出所を把握するものとする。
- 3 調査は、オンライントレード部に協力させ、本社管理部が行う。当該調査結果において資金の出所が明確でない時、又はその説明が信憑性に欠けると判断したときは、銀行預金又は郵便貯金等のコピーの提出を要請し、新たな建玉の自粛を要請する。
- 4 前項の調査に関しては、その記録を作成し10年間保存する。
- 5 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した時は、当該委託者に速やかな決済と精算を要請する。また、その後の預託は不正資金の有無にかかわらず受託しないものとする。

第12条 記録の保存

取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果及び委託者とのホームページ又は電子メールによる送信内容について、電磁的方法により記録し、5年間これを保存する。

第13条 ID及びパスワード等の取扱及び管理

委託者のID及びパスワード等を適切かつ厳正に取り扱うため、その取扱いを以下のとおり定める。

- ①登録手続き
 - ・受託契約完了後、オンライントレード部がID及びパスワードの設定を行う。
 - ・ID及びパスワードは配達記録郵便により委託者の登録先住所に郵送する。
- ②ID・パスワードの変更
 - ・委託者は、MEIJI WEB CXトレードシステムの登録変更画面でパスワードを変更できるものとする。但し、IDの変更はMEIJI WEB CXトレードシステムではできないものとし、再発行の必要が認められた場合に限り、書面により通知するものとする。
- ③ID・パスワードの再発行の取扱い
 - ・ID及びパスワードの再発行は、委託者が当社に連絡をしてきた場合に、当社が再発行の必要を認めた場合に限り行う。また、ID・パスワードは、配達記録郵便により委託者の登録先住所に郵送する。
- ④守秘義務
 - ・ID及びパスワードは、部外者に対して通知・漏洩しない事とする。

第14条 セキュリティーの確保

電子取引に係るシステムのセキュリティー確保のため、以下の事項を講じる。

- ① 交信情報の暗号化
- ② ネットワーク不正侵入に対する防止策
- ③ コンピューターウイルスに対する防止策

2 委託者との間で行われる電子メール等による交信の際にもセキュリティーの確保に十分留意する。

第15条 システム障害への対応

電子取引に係るシステム障害が発生した場合に備え、必要なバックアップ体制を敷くと共に、システム障害等の対策として電子取引に係るコンテンジェンシー・プランを別途作成する。

第16条 システム障害の記録・報告

電子取引に係るシステム障害が発生した場合には、その状況及び対応の経緯等について記録し適宜再発防止策を講じる。

2 電子取引に係るシステム障害が発生し、以下の項目に該当する場合は、報告書を作成して、日本商品先物取引協会へ提出する。

- ① 委託者への返還金等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- ② 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの、又はそのおそれがあるもの
- ③ 取引の受注等に支障が生じ、苦情・紛争の原因になるとおもわれるもの
- ④ その他、同項①、②又は③に類すると考えられるもの

3 前項の報告書に記録する項目は下記の通りとする。

- ① 発生日時
- ② 復旧日時
- ③ 障害状況
- ④ 障害の原因
- ⑤ 復旧までの影響
- ⑥ 対応方法
- ⑦ 再発防止策
- ⑧ 委託者からの照会状況及び対応状況

第17条 広告に関する規制

電子取引に係る広告を行うときは、事前に広告に係る社内管理責任者の承認を受け、商品取引所法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等の法令及び日本商品先物取引協会の会員の広告等に関する規則に従い適切に実施するものとする。

第18条 日本商品先物取引協会ホームページへのリンク

当社が商品取引所法に基づく受託業務の許可を受けていることの確認及び企業情報の開示のため、当社ホームページに日本商品先物取引協会ホームページへのリンクを設ける。

第19条 制定及び改正

本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行うものとする。

第20条 日本商品先物取引協会への届出

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとし、これを変更する際にも同様とする。

附則

- 1 本規則は、平成20年2月14日より施行する。
- 2 平成20年6月1日より第4条の一部、第6条の一部及び第11条の一部を変更する。

⑥外務員の登録状況

| 期首 登録外務員数 | 新規登録数 | 登録抹消数 | 期末 登録外務員数 |
|--------------|-------|-------|--------------|
| 94名 | 4名 | 11名 | 87名 |

⑦委託者に関する事項

| 期首 委託者数 | 新規委託者数 | 期末 委託者数 |
|------------|--------|------------|
| 863名 | 168名 | 750名 |

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

当社では、本社管理部に総括責任者および統括責任者を置き、全営業店に対する法令順守のための教育、指導体制を敷き、法令順守とともに委託者が安心して円滑な取引を行える環境の整備と、苦情等の未然防止に努めております。

また、管理部内に委託者からの質問や苦情等の相談窓口を設け、誠実に対応と、苦情等の申し出に対しては、詳細な社内調査により、常に適切な処理を行っております。

尚、平成19年度中の苦情、紛争、訴訟に関する事項は次のとおりであります。

(a) 顧客等が提起したもの

当該年度中に発生した苦情5件(うち解決4件)、前年度から繰り越している件数4件(解決0件)、前年度から繰り越している訴訟が1件となっております。

| | 当該年度中の解決案件 | | | 当該年度中の未解決案件 | | |
|-------------------|--------------|----------|-----|-------------|------------|-----|
| | 苦 情 | 紛 争 | 訴 訟 | 苦 情 | 紛 争 | 訴 訟 |
| | 相互の話し合いによる解決 | 紛争処理機関での | | 相互に話し合い中 | 紛争処理機関で処理中 | |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 | 5 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 | 0 件 |
| 前年度から継続している案件の件数 | 4 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 3 件 | 0 件 |
| 合計 | 9 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 | 4 件 | 1 件 |

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。

5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態で記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (C)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

委託者に対する無担保未収金請求訴訟が1件(係争中)であります。

| | 当該年度中の解決案件 | | 当該年度中の未解決案件 | |
|-------------------|------------|----|-------------|----|
| | 紛争 | 訴訟 | 紛争 | 訴訟 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 | | | | |
| 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 前年度から継続している案件の件数 | | | | |
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 合計 1件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |

(注) (C)表に記載する事案はこの表の件数に含めない。

(C) 双方が提起したもの

| | 当該年度中の解決案件 | | 当該年度中の未解決案件 | |
|-------------------|------------|----|-------------|----|
| | 紛争 | 訴訟 | 紛争 | 訴訟 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 | | | | |
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 前年度から継続している案件の件数 | | | | |
| 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 合計 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(D) 値合金処理に関するもの

| | 当該年度中の解決案件 | | 当該年度中の未解決案件 | |
|-------------------|------------|--------|-------------|--------|
| | 事務処理ミス | システム障害 | 事務処理ミス | システム障害 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 | 3件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 前年度から継続している案件の件数 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 合計 | 3件 | 0件 | 0件 | 0件 |

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

平成19年度中の判決

平成19年度中の判決はありませんでした。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

明治物産株式会社

平成20年3月31日

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 科目 | 金額(円) | 科目 | 金額(円) |
| 流動資産 | 3,976,362,854 | 流動負債 | 2,447,481,603 |
| 現金預金 | 1,924,811,856 | 短期借入金 | 575,240,528 |
| 有価証券 | 165,481,004 | 未払金 | 72,418,202 |
| 商品 | 14,995,000 | 未払法人税等 | 2,615,000 |
| 保管有価証券 | 13,524,000 | 未払費用 | 15,627,401 |
| 差入保証金 | 1,297,354,405 | 賞与引当金 | 16,764,000 |
| 委託者先物取引差金 | 428,265,400 | 預り委託証拠金(現金) | 1,586,638,175 |
| 預託金 | 91,250,000 | 預り委託証拠金(有価証券) | 13,524,000 |
| 未収入金 | 30,248,412 | 商品取引受託業務に係る預り金(現金) | 0 |
| その他の流動資産 | 10,432,777 | 預り金 | 93,464,189 |
| | | その他流動負債 | 71,190,108 |
| 固定資産 | 1,971,672,542 | 固定負債 | 1,245,709,272 |
| 有形固定資産 | 1,319,989,814 | 長期借入金 | 1,144,250,000 |
| 建物 | 86,248,982 | 長期繰延税金負債 | 16,059,272 |
| 土地 | 1,226,473,327 | 役員退任慰労引当金 | 85,400,000 |
| その他の有形固定資産 | 7,267,505 | 引当金 | 51,224,479 |
| 無形固定資産 | 23,988,929 | 商品取引責任準備金 | 51,224,479 |
| ソフトウェア | 8,882,919 | (商品取引所法第221条) | |
| 電話加入権 | 15,106,010 | 負債合計 | 3,744,415,354 |
| 投資その他の資産 | 627,693,799 | 純資産の部 | |
| 関係会社株式 | 73,200,000 | 株主資本 | 2,203,620,042 |
| 出資金 | 19,500,000 | 資本金 | 502,946,000 |
| 長期未収債権 | 185,643,400 | 資本剰余金 | 957,000 |
| 長期差入保証金 | 357,622,910 | 資本準備金 | 957,000 |
| 長期貸付金 | 17,700,000 | 利益剰余金 | 1,722,762,042 |
| 長期前払費用 | 6,106,667 | 利益準備金 | 125,736,500 |
| 年金積立金 | 69,417,000 | その他利益剰余金 | 1,597,025,542 |
| 前払年金費用 | 39,467,361 | 配当準備積立金 | 30,000,000 |
| その他の投資 | 38,000,000 | 別途積立金 | 1,850,000,000 |
| 貸倒引当金 | △ 178,963,539 | 繰越損失金 | 282,974,458 |
| | | 自己株式 | △ 23,045,000 |
| | | 純資産合計 | 2,203,620,042 |
| 資産合計 | 5,948,035,396 | 負債及び純資産の合計 | 5,948,035,396 |

② 損益計算書

平成19年4月 1日

平成20年3月31日

| 科目 | 金額 |
|-----------------|---------------|
| 売上高 | 1,214,960,887 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,514,456,902 |
| 営業損失 | 299,496,015 |
| 営業外収益 | 51,024,430 |
| 受取利息 | 22,823,243 |
| その他の営業外収益 | 28,201,187 |
| 営業外費用 | 62,185,525 |
| 支払利息 | 53,003,493 |
| その他の営業外費用 | 9,182,032 |
| 経常損失 | 310,657,110 |
| 特別利益 | 143,160,853 |
| 役員退任慰労引当金戻入益 | 27,000,000 |
| 貸倒引当金戻入益 | 8,076,932 |
| 適格退職年金剰余金返還益 | 108,083,921 |
| 特別損失 | 251,014,590 |
| 商品取引責任準備金繰入額 | 7,803,338 |
| 固定資産除・売却損 | 1,211,252 |
| 過年度役員退任慰労引当金繰入額 | 107,000,000 |
| 関係会社株式評価損 | 135,000,000 |
| 税引前当期純損失 | 418,510,847 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,521,600 |
| 法人税等調整額 | 16,059,272 |
| 当期純損失 | 439,091,719 |

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位:円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | 純資産 合計 | |
|----------------|-------------|-----------|-----------------|-------------|----------------|-------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|-------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己 株式 | 株主 資本 合計 | | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | 利 益 準備金 | その他利益 剰 余 金 | | | | | | 利 益 剰余金 合 計 |
| | | | | | 任意積立金 | 繰 越 利 益 剰余金 | | | | | |
| 平成19年3月31日残高 | 502,946,000 | 957,000 | 957,000 | 125,736,500 | 1,860,000,000 | 172,817,641 | 2,178,554,141 | △ 2,251,500 | 2,660,205,641 | 2,660,205,641 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | △ 20,793,500 | △ 20,793,500 | △ 20,793,500 | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 16,700,380 | △ 16,700,380 | | △ 16,700,380 | △ 16,700,380 | |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| 利益処分による役員賞与の金額 | | | | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| 当期純利益 | | | | | | 16,059,272 | 16,059,272 | | 16,059,272 | 16,059,272 | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | - | △ 641,108 | △ 641,108 | △ 20,793,500 | △ 21,434,608 | △ 21,434,608 | |
| 平成20年3月31日残高 | 502,946,000 | 957,000 | 957,000 | 125,736,500 | 1,860,000,000 | 172,176,533 | 2,177,913,033 | △ 23,045,000 | 2,658,771,033 | 2,658,771,033 | |

④ 個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ 時価法

(3) 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産については定率法を採用しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産のうち、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金・・・期末の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき当期末において発生している額を計上しております。なお、当期末においては、前払年金費用を計上しております。会計基準変更時差異（240,847,872 円）は、発生年度より 10 年間で費用処理しております。
- ④ 役員退任慰労引当金・・・役員の退任慰労金の支給に充てるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

(会計方針の変更)

役員退任慰労金は、従来、支出時の費用として処理していましたが、当事業年度より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成 19 年 4 月 13 日 監査・保証実務委員会報告第 42 号）を適用し、内規に基づく要支給額を役員退任慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更により 8,400,000 円を販売費及び一般管理費に過年度役員退任慰労引当金繰入額 107,000,000 円を特別損失に計上しており、従来の方法によった場合に比べて、営業損失及び経常損失は 8,400,000 円、税引前当期純損失は 115,400,000 円それぞれ増加しております。

なお、当社は平成 20 年 3 月末より取締役及び監査役に対する退任慰労金制度を廃止し、以後、取締役及び監査役に係る新たな引当金繰入は行いません。

- ⑤ 商品取引責任準備金・商品先物取引事故に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定により、同法施行規則第 111 条の定めにより算出した額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 440,093,361 円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金 1,290,600,000 円

建物 64,440,522 円

土地 1,224,442,927 円

②担保に係る債務

短期借入金 8,440,528 円

長期借入金 1,311,050,000 円

③分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき委託者保護基金に分離保管されている資産は 50,000,000 円であります。

また、商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号に基づく委託者保護基金代位弁済委託契約額は、165,000,000 円であります。

委託者資産の保全措置として、基金代位弁済委託契約に基づき委託者保護基金に担保として預託された金銭は、41,250,000 円であります。

なお、同法第 210 条に基づき、分離保管しなければならない委託者資産保全対象財産の金額は、2,535,418 円であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引 2,400,000 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前期末株式数 (株) | 当期増加株式数 (株) | 当期減少株式数 (株) | 当期末株式数 (株) |
|----------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 837,892 | 0 | 0 | 837,892 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(注)1 | 2,873 | 18,037 | 0 | 20,910 |

(注) 1. 自己株式の増加は株式買取りによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会決議による配当に関する事項。

配当金の総額 16,700,380 円

1株当たりの配当金額 20 円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成20年6月26日開催の第55期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 16,339,640 円

1株当たりの配当金額 20 円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月27日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|----------------|
| 貸倒引当金超過額 | 68,732,887 円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 85,443,875 円 |
| 減損損失 | 113,685,477 円 |
| 役員退任慰労引当金 | 34,749,260 円 |
| 関係会社株式評価損 | 54,931,500 円 |
| 商品取引責任準備金 | 20,843,241 円 |
| その他 | 7,569,317 円 |
| 繰延税金資産 小計 | 385,955,557 円 |
| 評価性引当額 | △385,955,557 円 |
| 繰延税金資産 合計 | 0 円 |

| | |
|-----------|--------------|
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | 16,059,272 円 |
| 繰延税金負債 合計 | 16,059,272 円 |
| 繰延税金負債の純額 | 16,059,272 円 |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------------|---------------|---------------|
| 什器備品 | 301,970,395 円 | 112,842,668 円 | 189,127,727 円 |
| ソフトウェア | 9,920,405 円 | 8,597,732 円 | 1,322,673 円 |
| 合計 | 311,890,800 円 | 121,440,400 円 | 190,450,400 円 |

(注) 未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|------|---------------|
| 1年以内 | 56,520,400 円 |
| 1年超 | 133,930,000 円 |
| 合計 | 190,450,400 円 |

7. 当社が採用している全国商品取引業厚生年金基金の年金資産のうち、当社の拠出に対応する年金資産の額は合理的に計算できません。

① 制度全体の積立状況に関する事項 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

| | |
|----------------|---------------|
| 年金資産の額 | 81,621,243 千円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 61,610,104 千円 |
| 差引額 | 20,011,139 千円 |

② 制度全体に閉める当社グループの掛金拠出割合

(平成 20 年 3 月分) 1. 07%

8. 1 株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------------|--------------|
| (1) 1 株当たり純資産 | 2,697 円 27 銭 |
| (2) 1 株当たり当期純損失金額 | 527 円 71 銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャーの資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率表

| 諸 | 項 | 目 | 比 | 率 |
|-----|-----------|--|-------|---|
| (a) | 純資産額規制比率 | $[\text{純資産額} / \text{リスク額} \times 100]$ | 1345% | |
| (b) | 純資産額資本金比率 | $[\text{純資産額} / \text{資本金額} \times 100]$ | 441% | |
| (c) | 自己資本資本金比率 | $[\text{自己資本} / \text{資本金} \times 100]$ | 438% | |
| (d) | 自己資本比率 | $[\text{自己資本} / \text{層資本} \times 100]$ | 37% | |
| (e) | 修正自己資本比率 | $[\text{自己資本} / \text{総資産額} \times 100]$ | 47% | |
| (f) | 負債比率 | $[\text{負債合計額} / \text{純資産額} \times 100]$ | 168% | |
| (g) | 流動比率 | $[\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100]$ | 162% | |